

第8次（後期）医師確保計画の策定について

1 背景等

- 平成30年7月、都道府県における医師偏在対策の基本的な枠組を定めるとともに、実施体制の強化等を図るため、医療法等の一部改正が行われた。
- この改正により、都道府県が主体的・実効的に医師確保対策を行うよう、各都道府県で定める「医療計画」の“医師の確保に関する事項”を「医師確保計画」として策定することとされた。
- これを受けて、計画期間を令和6～8年度とする第2期目の内容を、計画期間を令和9～11年度とする第3期目の内容に改定する。

【計画策定ガイドラインのポイント】

区 分	内 容
医師偏在指標	●全国ベースで地域ごとの医師の多寡を相対比較する指標を導入（都道府県・二次医療圏） ●全国の序列を基に「医師多数」（上位 1/3）、「医師少数」（下位 1/3）を設定
医師少数スポット	●都道府県は、局所的に医師が少ない地域（医師少数スポット）を設定することが可能。上記の「医師少数区域」（2次医療圏）と同様の扱いとして対策を実施。
計画内容	●医師偏在指標による評価結果を基に、「都道府県」、「二次医療圏」ごとで、①「医師確保の方針」、②「確保すべき目標医師数」、③「目標を達成するための施策」を定める。
医師養成過程	●地域枠等に限らず、医師養成過程を通じた医師偏在対策に関する対応の在り方を整理

2 「医師偏在指標」による評価

【医師偏在指標の算定方法（概要）】※都道府県・二次医療圏で算定方法は同じ。

$$A \text{ 地域の } \text{医師偏在指標} = \frac{A \text{ 地域の標準化医師数 } (※1)}{(A \text{ 地域の人口} / 10 \text{ 万}) \times A \text{ 地域の標準化受療率比 } (※2)}$$

(※1) 標準化医師数：性・年齢階級別の医師の平均労働時間を基に、地域内の医師数を再計算したもの。

(※2) 標準化受療率比：性・年齢階級別の全国受療率等を基に、地域内で期待される受療者の割合。

【広島県の医師偏在指標】

区分	偏在指標による相対評価等（※暫定結果であり、順位は変動する。）						
三次医療圏 （都道府県）	●広島県：264.0（24位・多数でも少数でもない） ※対全国平均▲2.8（全国：266.8）						
二次医療圏	●県内の7圏域は、全て下位1/3（医師少数）より上位。 「広島」、「広島西」、「呉」、「備北」は、上位1/3。						
	●県内での比較では、上位4圏域と、その他3圏域で大別される状況。						
	広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北
	310.4	247.2	283.7	195.7	217.6	200.7	240.2

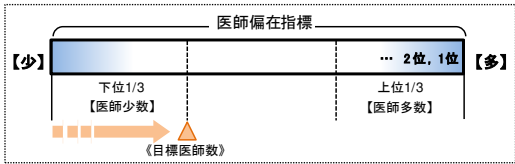
3 計画策定ガイドライン（要旨）

① 偏在指標による対策実施地域等の指定

区 分	内容等
都道府県	○医師少数都道府県：下位 1/3 ○医師多数都道府県：上位 1/3 ⇒ 厚労省が設定
二次医療圏	○医師少数区域：下位 1/3 及び中位のうちへき地尺度が上位 10%の区域 ○医師多数区域：上位 1/3 ⇒ 厚労省が設定
医師少数スポット	二次医療圏より小さい単位（原則市町村単位、へき地等においては市町村より小さい地区単位での設定可）で、局所的に医師が少ない地域を都道府県で設定し、「医師少数区域」と同様に扱う。 ⇒ 都道府県が設定

（注）医師偏在指標は、あくまで相対的な偏在状況を表すものであるという性質を十分に理解した上で取扱うこと。

② 計画内容

区 分	内容等
医師確保の方針	◎「都道府県」・「二次医療圏」で場合分けをしたうえで、医師確保の方針を定める。 ○都道府県： ・少数でも多数でもない都道府県は、同県内に医師少数区域が存在する場合は、必要に応じて医師多数県から医師の確保ができる。 ○二次医療圏： ・少数でも多数でもない二次医療圏は、必要に応じて、多数区域からの医師の確保を行える。 ・医師多数区域は、他の二次医療圏からの医師の確保は行わないこととする。ただし、勤務環境等を鑑みて不足している場合等、様々な形の医師の偏在に対して、適切な医療提供体制を構築するための方針は採択可能。 ○医師少数スポット： ・医師確保の方針を同様に定める。医師少数県以外の地域のスポットについては、同県内の医師多数地域から医師の確保を行う。
確保すべき目標医師数	◎計画期間中に、医師少数都道府県、医師少数区域（下位 1/3）を脱するために要する医師数を目標医師数と設定  ○都道府県：少数以外の都道府県は、既に目標を達成しているものとして扱う。（既存の医師確保対策を速やかに廃止することを求める趣旨ではない。） ○二次医療圏：少数以外の医療圏は、計画開始時の医師数を設定上限数とする。 ※ただし、二次医療圏の目標医師数の上限が都道府県の計画開始時の医師数を上回る場合は制限あり。
目標達成に向けた施策内容	◎都道府県、二次医療圏ごとに定めた方針に基づき、「短期的な施策」・「長期的な施策」を組み合わせる行う。 ○短期的：県内における医師の派遣調整、キャリア形成プログラムの策定・運用、医師偏在是正プランの策定【新規】、地域医療支援事務（地域医療支援センター）、勤務環境改善、その他（医学生等向け医療セミナー開催、寄附講座の設置等） ○長期的：医学部における地域枠等の設定（※）

③ 留意事項

区 分	内容等
○地域医療構想	・今後策定される新たな地域医療構想を踏まえ、地域における医療提供体制の向上に資する形で地域医療構想と整合的に行われるよう留意すること。
○医師の働き方改革	・各医療機関における医師の勤務環境の改善と地域全体における医師確保対策を一体的に推進していくこと。
○大学・医師会等との連携	・大学や医師会、地域の中核病院等との連携が重要であり、これらの関係者の合意を得て計画を策定すること。 ・文部科学省の大学病院機能強化推進事業や特定機能病院の承認要件（大学病院が「地域への一定の人的協力を行うこと」）の追加を踏まえ、都道府県は大学病院と連携した地域の医師確保を行うための方策を検討すること。
○医師の養成過程を通じた偏在対策との関係	・医学部への地域枠の設置及び地域枠医師の地域におけるキャリア形成支援に限らず、医師の養成過程を通じて対応を行うこと。